

「障害者入所施設における殺傷事件」について

知的障害者施設に押し入り（平成 28 年 7 月 26 日未明）、入所者 19 名の尊い命を瞬時に奪い多くの人の心身に深い傷を負わせた事件にたいし、被害にあわれた方々の耐えがたい沈痛な悲しみに衷心より哀悼の意を表するとともに危害にあわれた方々のご快癒が一日も早やからんことを衷心より念じております。

残忍な犯行に及んだ者に激しい憤りを覚えるのは無論のこと、有料老人ホームで入居者 3 人が施設職員によって殺害されていた事実が明らかにされて数カ月しか経過していない内に、障害者の生活と命を守る福祉の現場で尊い生命が瞬時に奪い去られた事件に戦慄を覚えます。

様々な支援を必要とする人々を、どこで、誰が、どのような思考や方法（援助技術）で支援すべきかにつきましては、これまで専門機関や関係団体、専門職等によって議論を重ねて参りました。その基底にあるものは何よりも援助すべき対象者が「かけがえのない人間存在」であることを認識し、人間としての尊厳を具現化する援助を展開することの重要性です。

換言すれば、まず何より「命の尊厳」を認識し支える行為が基底にあることです。そして支援者は常に、知識・援助技術・価値（倫理）の練磨に努め、支援活動を展開せねばなりません。そのために社会福祉活動に関わる各種団体は、実践行動上の「基準」、「戒め」と「誇り」を明記した倫理綱領を保持しそれを基に日々の活動を実践しています。今回、犯行に及んだ者は倫理綱領を一瞥だにしなかったのでありましょうか。倫理綱領の存在をも知らなかったのでありましょうか。誠に残念であり悲しい限りであります。

一方で、現場の第一線で奮闘している方々の現状を顧みるとき、関係機関や社会福祉諸団体が現場の支援者としての誇りと熱意に加え専門性を誇れる環境を整えてきたかも問わねばなりません。今回の事件を契機として、福祉現場での支援者や志望者が減少することも危惧されます。

職員の地位向上等のための努力を、社会福祉関係者が一体となり真摯な態度や行動で取り組んできたでしょうか。今回の社会福祉法の改正でもその様な視点はみられません。それをせずして、現場の支援者にばかり加重的な負担をかけ続けるだけでは、再びこのような事件を引き起さないとは言い切れません。今回の事件は、決して時間の経過とともに忘却させてはならぬ問題であり、福祉関係諸団体に向けられた大きな課題として新たな視野からの検討を願うものであります。

平成 28 年 8 月 1 日

特定非営利活動法人 日本ソーシャルワーカー協会
会長 岡本 民夫
副会長 大塚 保信、保良 昌徳、川西 基雄
川上 正夫、杉山 佳子